

芽室町公共交通計画（案）について

1 地域公共交通計画の概要

令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が行われ、新たな法定計画として実効性確保等の面で従来の計画を拡充させた「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。

作成主体は自治体で、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするもので、法定の公共交通協議会（芽室町の場合 芽室町地域公共交通活性化協議会）と協議を進めながら作成することと定められている（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第10項）。現在ある芽室町地域公共交通連携計画（平成31年度～令和8年度）に変わる計画となる。

2 芽室町公共交通計画の位置付け

芽室町第5期総合計画

基本目標4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

政策4－2 快適な都市環境づくりの推進

施策4－2－1 道路交通環境の整備

3 素案策定にかかる経過

令和5年 6月 芽室町地域公共交通活性化協議会において策定に関する説明

令和5年 7月以降 各種アンケート、各機関収集資料の整理と確認

（十勝地域公共交通調査、芽室町まちづくりアンケート、芽室町農村部における地域交通サービス需要等に関するアンケート調査）

芽室町実施事業の実績の確認（じゃがバス、スクールバス、農村部タクシー助成、十勝バス運行補助）

令和5年10月 公共交通に関する町民アンケートの実施（回答170人）

令和6年 1月 芽室町地域公共交通活性化協議会における素案の協議

4 芽室町地域公共交通の課題について

課 題	設定理由
課題１： 町民の日常生活の移動手段の確保	町民アンケートからも公共交通に対する需要はより高まることが予想され、高齢者など交通弱者をはじめとする町民の日常生活・活動を支える足として、公共交通の確保を図る必要がある。 また、農村部から市街地への移動に関する手法については、実証実験の結果をもとに検討を継続。
課題２： 公共交通の利用しやすさへの配慮と事業運営の効率化	コミュニティバスの運行にあたっては、利用実態と要望等やコロナウイルス感染症の影響による意識の変化を踏まえ、住民ニーズに合致した運行ルートの設定をするなど、利用の促進を図る必要がある。 中長期的には、デマンドやＤＸ導入についての調査・研究を進め、より一層のサービス向上や効率的な事業運営について取り組むことの検討。
課題３： 地域が一体となった持続的な公共交通確保の推進	公共交通施策の推進にあたっては、行政や公共交通事業者のほかに、中・高校生等も含めた地域住民や商業者等幅広く参画を図り、公共交通を持続していくための意識の醸成や情報の共有化も含めて、協働の視点を持って進める。

5 芽室町地域公共交通計画の基本的な方針

～協働・共創による持続可能な公共交通を目指して～

行政だけではなく、地域の関係者（地域住民、バス事業者、町内事業者等）の総意による取り組みを進め、地域全体で支える公共交通の構築を目指す。

6 計画の目標と主な施策案

目 標	主な施策案
目標1 町民の快適かつ安全・安心な生活のサポート	・コミュニティバスの運行、農村部タクシー助成等現行制度の継続 ・利便性向上に向けたコミュニティバスのルートの検討 ・農村部の移動手段確保の検討の継続
目標2 多くの人が利用しやすい環境づくり	・市街地内デマンド交通の導入検討 ・コミュニティバス内での地域コミュニティ情報の掲示 ・新たな技術などのDXの導入検討と効率的な運営 ・じゃがバスとタクシーとの連携策の導入検討
目標3 多様な主体との協働・共創による取り組みの推進	・地域との協働における公共交通への意識醸成 ・多様な主体と連携した公共交通の活性化への取組 ・公共交通関係者を中心に課題などについて情報共有する場の継続 ・公共交通利用促進のための試乗会の実施や講座の開催

7 計画策定の今後のスケジュール

2月中旬～3月中旬	まちづくり意見募集（パブリックコメント）の実施
3月中旬～3月下旬	計画案の修正
3月下旬	計画の完成